

(地震発生)初日の行動計画

1. 応急危険度判定士の区分 及び 行動概要

地震が発生した場合下記の区分により、応急危険度判定業務をお願いします。

建築士会酒田支部に所属の方(賛助会員含む)は、協定により(A)～(C)に該当します。

業務に参加できない場合の連絡は不要です。

会員判定士(建築士会酒田支部の正会員又は賛助会員(会社等)に所属する判定士)			左記の会員判定士以外
居住地	酒田市内居住の方	酒田市外居住の方	市内・市外
区分	(A)担当判定士	(B)会員判定士 左記以外の方	(C)会員判定士
	依頼されている方	担当判定士を希望する方は市へご連絡ください。	
(初日) 日没後は翌朝8時			
開始 判断	震度5強以上の場合は、自動的に開始 震度5弱の場合は、市が要請した場合 (HPやメールで確認ください。)		
集合	指定された防災拠点施設 (コミセン)へ	活動可能な方は 市役所建築課へ	希望する方(任意) 市役所建築課へ
主な 業務	コミセンの判定 2～3箇所 周辺状況の報告 判定結果・ポスターの掲示	担当判定士の応援 応急危険度判定(公共・民間) 情報収集など	
初日の活動はありません。 2日目以降の行動計画をご覧ください。			
応急危険度判定は、ボランティアとなります。保険は市負担で参集時から適用となります。			

2.(A)担当判定士の行動計画(依頼されている方のみ)

業務に参加できない場合の連絡は不要です。

担当判定士(地震発生初日・日没後は翌日8時より)の行動計画			
指定 防災 拠点 施設	活動 内容	1. 開始の判断	震度5強以上(自動参集)、震度5弱は要請があった場合
		2. 集 合	第1指定のコミセンに(1時間半後を目安)集合 途中で周辺の被害状況を確認
		3. 開始の報告 (支部指定職員へ)	「協定に基づき、応急危険度判定を実施する旨」及び内容説明 「実施者の氏名」を告げる(. を本部へ報告してもらう。) 「集合途中の周辺状況」を報告(倒壊の被害割合/2次被害の恐れ等) コミセン保管の判定用具を事務室より出してもらう。 基本2名以上で実施するが場合により、1名でも安全を確保しながら実施(外観中心)する。
		4. 判定の開始	判定調査表に記入する。(倒壊などで立ち入り不可の場合は判定不要)
		5. 判定結果報告 (支部指定職員へ)	結果内容を支部指定職員に説明し、災害対策本部へ報告してもらう。 ア) 調査表をFAXや写真メール送信できる場合は、建築課へ送信 イ) 記入した調査表は、封筒に同封し、翌日(午前)まで提出 「判定結果」及び「判定制度の説明ポスター」を玄関に掲示
		6. 移動又終了	第2・第3指定箇所がある場合は移動/別途本部より指示がない場合は終了
連絡先等	建築課 TEL26-5749 FAX26-6482 kenchiku@city.sakata.lg.jp	コミセン保管 判定用具	(書類)「判定調査表3部」「応急危険度判定結果(緑・黄・赤)各2部」「判定制度説明ポスター」「連絡先及び送信表」(備品) テープ・マジック・ボールペン
持参品(参考)	ヘルメット・軍手・コンベックス・下げ振り・カメラ 県被災建築物応急危険度判定認定証・筆記用具		
目的	(内容)大規模地震発生時に、防災拠点となるコミセンの応急危険度判定を実施する。(要請がある場合避難所の助言) 施設の安全確認 応急危険度判定制度の説明を掲示 周辺被害の状況報告を行う。 (効果)初動の円滑化/情報収集及び事後の検討判断/住民への制度理解を目的とする。 地域ごとの被害状況を把握し、今後の対応の判断の一部とする。 判定制度への理解と次に行われる住宅の判定業務をスムーズ行くようにする啓蒙。 罹災証明等と混同しないようにすること目的とする。		